

◇大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間を延長することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和8年3月31日）から施行することにしました。

（市会事務局総務担当）